

函館大学 GPA 運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、函館大学学則第 17 条第 4 項の規定に基づき、グレイド・ポイント (Grade Point、以下「GP」という。)及びグレイド・ポイント・アベレージ (Grade Point Average、以下「GPA」という。)の運用について必要な事項を定める。

(成績評価及び GP)

第 2 条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目について 5 段階で評価し、当該評価に対し次のとおり GP を付与する。

成績評価	S	A	B	C	D
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0

(GPA の種類と計算方法)

第 3 条 GPA とは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係る GP に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。ただし、小数第 4 位以下は切り捨てるものとする。

2 GPA は、学期ごとに算出する学期 GPA、学年ごとに算出する通年 GPA、在学中の各学期を通算して算出する通算 GPA とする。

3 次の各号に掲げる科目は、GPA の算定に含めない。

- (1) 履修変更可能期間に正規の手続きを経て履修を放棄した科目
- (2) 編入学における単位認定科目
- (3) 再入学における単位認定科目
- (4) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (5) 他の大学等で修得した単位認定科目
- (6) 学則第 19 条の 2 第 2 項に定める原級留置に該当した場合、当該年度に不合格になった科目
- (7) 「教職課程に関する規則」に定める「教育の基礎的理解に関する科目等」に分類される科目
- (8) 「履修等に関する規則」第 16 条の 2 に基づき、評価を受ける資格を失った科目
- (9) その他、教授会の議を経て教務部長が予め公示した科目

4 前項(6)(8)に該当する科目は、成績を F と表記する。

5 通算 GPA の算定に当たり、過去に不合格となった科目を再履修し合格した場合は、当該 GP のみを集計対象とし、過去に取得した GP は算定から除外する。

(GPA の活用)

第 4 条 GPA は以下に活用する。

- (1) 学則第 19 条に定める卒業要件
- (2) 学則第 19 条の 2 に定める進級要件
- (3) 学則第 19 条の 3 に定める、成績による注意・警告・退学勧告
- (4) 本学が学生に給付する奨学金の基準
- (5) 特待生の選考基準
- (6) 国が定める「高等教育負担軽減制度」対象学生の基準
- (7) 授業の履修要件もしくは履修の前提として望ましい成績水準
- (8) 個別学修指導の対象となる成績不振者の判断基準
- (9) その他、各委員会が GPA を基準にすると定めたもの

(GPA の管理)

第 4 条 学期 GPA、通年 GPA 及び通算 GPA に係る評価及び管理は、学務課において行う。

(苦情等の処理)

第 5 条 GPA に関する苦情、申立て等については、教務部長が学部長、学長と協議して処理するものとする。

付則

1. この規程は平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行し、平成 31 年度（2019 年度）入学生から適用する。なお、それ以前の入学生については従前の規則による。
2. この規程の一部変更（第 4 条に「(7)授業の履修要件もしくは履修の前提として望ましい成績水準」を追加）は令和元年 9 月 24 日から施行し、平成 31 年度（2019 年度）入学生にさかのぼって適用する。なお、それ以前の入学生については従前の規則による
3. この規程の一部変更（第 3 条第 5 項の改正）は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度在学学生から適用する。
4. この規程の一部変更（第 4 条（8）の変更及び（9）の番号変更）は、令和 2 年 9 月 29 日より適用する。
5. この規定の一部変更（第 3 条第 3 項（8）の追加及び（9）の番号変更、第 3 条第 4 項の変更）は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度在学学生から適用する。ただし、施行日以前に遡って処理しない。